

気候移住者の受け入れ義務

浦 山 聖 子

I はじめに

本稿の目的は、国際的移住が気候変動に適応するための選択肢の一つであるという理解のもと、気候変動適応策を支援すべき規範的根拠を明らかにし、国家が、どのような場合に地球温暖化による自然環境・生活環境の悪化を理由とする国際的移住者（以下、気候移住者と呼ぶ）を受け入れる義務を負うか、また、気候移住者の受け入れ義務がどのような性格・内容を持つか考察することである。

気候変動——地球温暖化と温暖化から派生する自然環境や生活環境への様々な影響——が移住の原因となっている^{1) 2)}。問題の具体的なイメージを

-
- 1) 気候変動と国内的国際的移住の関係、キリバス、ツバル、バングラデシュの代表的な影響国3か国における具体的な課題、従前の国際法における気候移住をめぐる課題についての取扱い、今後の法的対応の可能性などをめぐる精緻かつ詳細な研究として、(McAdam 2012)。本稿も、気候移住の実態の認識や国際法上の課題の理解をめぐって、McAdamの研究に多くを負っている。
 - 2) 気候変動を理由とする移動・移住の特徴の一つとして、多様な形の移動・移住があることを挙げることができる。気候変動を理由とする移動・移住には、個人や家族の移住のほか、コミュニティ・州・都市・国家など行政単位での集団的移転、出稼ぎ、遊牧民の移動ルートの変更などがある (McAuliffe, M. and A. Triandafyllidou 2021, pp. 288-295)。

持つために、気候変動による生活への影響を理由として難民認定が争われた次の例を見てみよう。2012 年、太平洋に浮かぶ 33 の環礁から成る島嶼国、キリバス国籍の Ioane Teitiota は、ニュージーランドにて交通違反の取り締まりによって超過滞在であることが摘発されたことをきっかけとして、難民申請をした³⁾。Teitiota が難民申請した理由は、地球温暖化の影響がキリバスでの生活を困難にしており、先行きも不透明であるというものである。

一連の判決によるならば、Teitiota のキリバスでの生活環境は次のようなものである。Teitiota は、妻の家族とともに、タラワ環礁に居住し、作物を栽培したり、漁をしたりして自給自足の生活をしてきた。タラワ環礁では、この訴訟が提起された当時でも大潮の場合には膝の高さまで浸水することがあった。Teitiota の家では、家の周りに浸水を防ぐための壁を設け、キリバス政府も、Teitiota の居住地区で防波堤を設けたが、いずれも、たびたび損傷し、修復を必要としていた。環礁島では、島の地下で、海水と淡水の比重の違いにより、海水の中に淡水の層が生じるため、このような地下水や雨水を貯水したものを生活用水としている。Teitiota も、地下水を井戸でくみ上げ、生活用水としてきた。ところが、キリバスを始めとして、太平洋島嶼国では、海面水位の上昇のために従来の淡水の層に海水が混入し、井戸水が塩水化している。Teitiota には、キリバス国内でタラワ環礁以外の島に居住する親類もいるが、状況は同じで、Teitiota 家族がこのような状況を抜け出すことが可能な別の場所がキリバス国内にあるわけではない⁴⁾。

Teitiota は難民としては認定されず、提訴した。ニュージーランド最高裁まで争われた訴訟の過程では、気候変動による様々な影響が、人を居住地か

3) Teitiota には、キリバスからニュージーランドに共に移住した妻と、ニュージーランドで生まれた 3 人の子どもがいるが、当初、妻と子どもについては、難民申請しなかった。訴訟の過程で、妻と子どもたちも難民申請に加わっている。

4) AF (Kiribati) [2013] NZIPT 800413 [Tribunal decision], Teitiota v The Chief Executive of Ministry of Business Innovation and Employment [2013] NZHC 3125 [26 November 2013], Teitiota v The Chief Executive of Ministry of Business Innovation and Employment CA50/2014 [2014] NZCA 173 [8 May 2014], Ioane Teitiota v The Chief Executive of Ministry of Business Innovation and Employment [20 July 2015]

ら追い立てており、そのような場合に、難民の地位に関する条約・難民の地位に関する議定書（以下、難民条約・議定書）外の難民として、国際社会による支援の対象になりうるとの見解が一般論として示されたり、Teitiotaとその家族の窮状への理解が示されたりした。しかし、Teitiotaが、難民条約・議定書上の難民の要件である迫害の恐れに直面していると言えるかが一貫して主な争点となり、裁判所は、Teitiotaが迫害の恐れに直面しているとは言えないとして、Teitiotaの訴えを斥けた⁵⁾。

最高裁での敗訴後、Teitiotaはキリバスに送還され、その後、ニュージーランドによる送還が、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、自由権規約）第6条が定める生命への権利を侵害しているとして、自由権規約委員会にも通報した。自由権規約委員会は、Teitiotaの事案について、キリバス政府による様々な国内的適応策に言及し、キリバスへの送還が生命への権利を侵害しているとは言えないとした。しかし、同時に、国内的国際的な強い努力なしには、気候変動の影響は、個人を自由権規約が定める生命への権利（第6条）や拷問・非人道的な取扱い等を受けない権利（第7条）の侵害にさらすと述べ、気候変動の影響は、国家に送還禁止義務を生じさせうるとした⁶⁾。

ニュージーランドは、上記の訴訟においてはTeitiotaの訴えを斥けたが、2002年以降、キリバス、ツバル、トンガ、フィジーの国民を対象に、一定の条件を満たす場合に永住資格を付与し、移住を可能にする移民受け入れ制度——太平洋アクセスカテゴリー・住民ビザ（Pacific Access Category Resident Visa: PAC）——を設けている。キリバスについては、年間75人が上限である^{7) 8)}。この制度は、技能移民を対象としたものではなく、移住の

5) 判決によれば、ニュージーランドにおいて気候変動を理由とする難民申請をめぐる訴訟は複数提起されているが、いずれについても不認定が取り消されるには至っていない。

6) Ioane Teitiota v. New Zealand (advance unedited version), CCPR/C/127/D/2728/2016, UN Human Rights Committee (HRC), 7 January 2020, available at: <https://www.refworld.org/cases,HRC,5e26f7134.html> [accessed 18 August 2022]
解説として、(河尻 2021)。

7) Immigration New Zealand, Pacific Access Category Resident Visa, <https://www.immigration.>

理由も問わない点で、太平洋島嶼国の国民が気候変動などへの懸念から、より安定的な生活が可能な国家に移住することを可能にする数少ない重要な選択肢の一つとなっている (McAdam 2012, pp.115-117; Curtain and Dornan 2019, pp. 32-33)。

気候変動が、大規模な国際的移住をもたらしうることは、1990年に発表された IPCC (気候変動に関する政府間パネル) による第 1 次評価報告書で既に指摘されている (IPCC Working Group II 1990, pp. 6-8; 霞が関地球温暖化研究委員会 1991, p. 126-127)。キリバスでは、既に、住民 200 人以上が沿岸部の居住地を放棄し、内陸部に移住したという村もある。村民が移住した内陸部でも海水による浸水が起っている⁹⁾。気候移住をめぐる国際的な対応の可能性としては、難民条約・議定書や国連気候変動枠組み条約 (以下、気候条約) に、気候移住者の受け入れに関する議定書を設けるなどの新たな制度的対応の提案も複数なされてきた (McAdam 2012, chap 7)。

それでは、気候移住者を国際社会が受け入れるべき根拠は何だろうか。どのような場合に、受け入れるべき義務を負うだろうか。また、気候移住者を受け入れるべき義務とは、どのような内容の義務なのだろうか。

これまでに、気候移住者を受け入れるべき根拠を直接論じた論考として、小島嶼国の国民の移住に焦点を当てた Katrina Wyman の議論がある。Wyman は、気候移住者の中でも、海面水位の上昇によって国土を喪失する可能性がある小島嶼国の国民について、国際的な移住なしには生存することができないとし、必要性の権利・緊急避難の権利 (the right of necessity) を主な根拠として、小島嶼国の国民の受け入れを根拠づけている。また、人権保障における国家の必要性、集合行為問題解決における国家の必要性、国家システムの道徳的正統性などの考慮からも、小島嶼国の国民の受け入れが正当化でき

govt.nz/new-zealand-visas/visas/visa/pacific-access-category-resident-visa [accessed 20 September 2023]

8) Curtain and Dornan によれば、75 人の枠に対し、成人 2000 人以上が応募している年もある (Curtain and Dornan 2019, p.15-17)。応募者の絞り込みは、抽選で行われる。

9) 「迫る海 村を捨てた 島国キリバス」朝日新聞 2015 年 5 月 17 日朝刊。

るとしている (Wyman 2013, pp. 199-209)。本稿では、Wyman の議論の批判的考察から、国際的移住が気候変動に適応するための選択肢の一つであるという理解のもと、国際社会が気候変動適応策を支援すべき根拠を明らかにし、どのような場合に、気候移住者を受け入れる義務を負うか、そして、気候移住者の受け入れ義務がどのような性格・内容を持つか考察する。

本稿の行論は以下である。まず、本稿のアプローチを示す。筆者は、小島嶼国の事例に焦点を当てた Wyman の議論の批判的考察から、国際的移住が気候変動に適応するための選択肢の一つであるという理解のもと、国際社会が、気候変動の影響を受ける一定の国家に対して、なぜ適応策を支援すべき義務を負うかを問い、そのうえで、どのような場合に、複数ある適応策の選択肢のうち、国際的な移住を保障すべき義務を負うと言えるのかを問う (Ⅱ)。気候変動適応策を支援すべき根拠として、基本的ニーズの保障論と原因者負担原則を検討する。気候変動への適応策を支援すべき義務は、基本的ニーズを保障すべき義務の一つであるという見解は、現在の急速な地球温暖化が自然に由来するものではなく、人為的なものであること、そして、温暖化への寄与の度合いが国によって異なることを考慮していない点で不十分であるとし、原因者負担原則を検討する。原因者負担原則については、温室効果ガスの排出権をめぐる研究を通して、多くの検討が既に重ねられており、その中で指摘されてきた4つの批判について考察し、1980年後半～1990年以降の排出をめぐる責任の正当化という形で限定的に擁護できることを示す (Ⅲ)。そのうえで、現在の国土では生活・生存が立ち行かない場合と現在の国土において人生や生活の将来的な見通しが不透明であり続ける場合という二つの場合に、気候移住者の受け入れ義務が正当化できることを指摘する (Ⅳ)。最後に、適応策の支援根拠についてより包括的な議論を示すことを今後の課題として、本稿を終える (Ⅴ)。

本論を始める前に、「気候移住者」という表現について言及しておきたい。気候変動による自然環境・生活環境の悪化を理由とする移住者は「気候難民 (climate refugee)」、「環境難民 (environmental refugee)」などと呼ばれることがある。この背景には、いくつかの理由があるが、その一つは、キリバスや

ツバルなどの小島嶼国家においては、海面水位の上昇による国土の喪失が懸念されており、国土を完全に喪失した場合には国家が法的に成立しなくなる可能性もあり¹⁰⁾、そのため、難民条約・議定書上の難民と類似の状況に置かれうるという懸念であるだろう。難民条約・議定書における難民の要件の一つである「迫害」は、国家による保護の懈怠・喪失として理解されており (Hathaway & Foster 2014, p. 292-332)、国土の喪失によって国家が法的に成立しなくなるならば、そのような国家の国民は、国家による保護も喪失し、難民条約・議定書上の難民と類似の状況にあるという理解である。このほか、気候移住者の移動も、より良い機会の享受を目指した自発的積極的な移動ではなく、難民同様、強いられた移動であるという理解もある。さらには、冒頭の Teitiota の事案のように、気候変動を理由とした難民申請の例が実際に存在している。したがって、気候変動を原因とする移住者を「難民」と呼ぶことに理由がないわけではない。

他方で、気候変動を原因とする移動の場合、国家による保護を喪失しているとしても、その原因は自然現象であり、難民条約・議定書が想定するように、国家機関が、個人に意図的に危害を加えたり、個人の保護を怠ったりする可能性があるというわけではない。また、中には、気候変動による影響への懸念から、計画的に移住する個人や家族も存在する。さらには、Teitiota の事案のような例もあるが、気候移住の当事者である国家や国民の間で「難民」という呼称に強い抵抗感も存在している (McAdam 2012, pp. 40-41)。したがって、国際社会が保護義務を負うというニュアンスを含む「難民」という呼称は、相応しくないという見解にも分がある。このような観点からは、気候変動を原因とする移住を移民の一種であると理解し、移住者を「気候移民 (climate migrant)」「環境移民 (environmental migrant)」と表現することもある。このように、気候難民という呼称と気候移民という表現は、いずれも、気候変動を原因とする移住の実態を一定程度表すものではあるが、一語で適

10) 海面水位の上昇によって国土を喪失した場合に、法的主体としての国家自体が成立しなくなるのか否かをめぐっては、詳細な検討を必要とする課題である。このような検討の一つとして、(McAdam 2012, chap 5)。

格に表すものであるとは言い難い。また、当事者への配慮も重要である。そのため、本稿では、気候変動に伴う自然環境・生活環境の悪化を理由とする国際的移住を「気候移住」、気候変動に伴う自然環境・生活環境の悪化を理由とする国際的移住者を「気候移住者」と呼ぶ¹¹⁾。

II 気候移住者の受け入れ義務の考察をめぐるアプローチの検討

では、国際社会は、どのような根拠に基づいて、気候移住者を受け入れるべき義務を負うだろうか。筆者は、以下で述べるように、先行研究である Katrina Wyman のアプローチの考察から、この問いを二段階に分けて問うことにしたい。まず、国際社会が、気候変動の影響を受ける一定の国家に対して、なぜ気候変動適応策¹²⁾を支援すべき義務を負うかを問い、そのうえで、どのような場合に、複数ある適応策の選択肢のうち、国際的な移住を保障すべき義務を負うと言えるのか問うことにする。

1 小島嶼国からの気候移住に絞ったアプローチ——Katrina Wyman の議論

これまで、気候移住者を受け入れるべき根拠を直接論じた論考として、小島嶼国の国民の移住に焦点を当てた Katrina Wyman の議論がある¹³⁾。

11) 国連人権理事会は、2018年の報告書において「人間の移動性 (human mobility)」という表現を使っている (Human Rights Council 2018)。

12) 気候変動への対策は、緩和策と適応策に大別される。緩和策とは、気候変動の原因である温室効果ガスの排出量を減らしたり、植林などによって温室効果ガスの吸収量を増やしたりすることで、気候変動の進展を抑えるための政策である。例えば、京都議定書やパリ協定のような温室効果ガスの排出量を抑えるためのルールの創設は緩和策の具体例として挙げられる。これに対し、適応策とは、気候変動によって既に生じている影響や今後生じるだろう影響の中でも問題がある影響を軽減するための政策を指す。例えば、温暖化の影響の一つとして海面水位の上昇がある。海面水位の上昇は、高潮の際の水害のリスクを増加させる。高潮による水害に備えて防潮堤を建設することは、適応策の具体例である。

13) このほか、気候移住について取り組んだ論考として、以下のようなものがある。第一に、気候移住者に対し、条約難民に対するのと同様に、出身国への送還の禁止と

Wyman は、気候移住者の中でも、海面水位の上昇によって国土を喪失する可能性がある小島嶼国の国民について、国際的な移住なしには生存することができないとし、必要性の権利・緊急避難の権利 (the right of necessity) という観点から、小島嶼国の国民の受け入れを根拠づけている (Wyman 2013, pp. 199-200)。さらには、人権保障における国家の必要性、集合行為問題解決における国家の必要性、国家システムの道徳的正統性という 3 つの考慮からも、小島嶼国の国民の受け入れが正当化できるとする (Wyman 2013, pp. 201-209)。

2 検討

Wyman が、議論的を小島嶼国の国民に絞ったのは、気候移住者の中でも、海面水位の上昇によって国土を喪失する可能性がある小島嶼国の国民については、国際的な移住の可能性を検討する必要性が明確であるからだろう。気候変動を原因とする移住の多くは国内的なものであり、気候変動を原因とする移住すべてについて国際的な受け入れを主張する必要性があるわけではないことや気候変動に基づく多様な移動・移住を一括りにして議論すること

受け入れ国での永住権・国籍を付与する義務を負う条件を明らかにした論考として、(Lister 2014)。Matthew Lister は、受け入れ義務の根拠については、複数の議論を挙げており、複数の根拠によって正当化可能であることが、十分な危険がある場合に受け入れ義務を負うという自身の主張の強みであるとしている (Lister 2014, pp. 623-624)。第二に、John Locke の所有権論を、自己統治集団と土地の関係に適用し、温暖化の影響によって水没する国家が生じた場合に、国際社会は、そのような国家に対し、国土を提供する義務を負うという議論として、(Nine 2012, chap 8)。第三に、場所が、個人のアイデンティティに持つ意味に焦点を当て、場所の喪失が生じないよう、何よりも温暖化の進展を防ぐ義務があるという Avner de-Shalit の議論もある。de-Shalit は、個人にとって重要な場所の喪失とは、個人のアイデンティティへの加害であり、新しい場所への移住も含めて、賠償はそもそも不可能であるとし、温暖化の進展を防ぐ義務の重要性を訴える (de-Shalit 2011)。第四に、移住者自身の負担や移住者を受け入れるコミュニティの負担を含めて、国際社会は、温暖化による損害の補償を受けることができるグローバルな保険制度を構築する義務があるという Peter Penz の議論もある (Penz 2010)。最後に、加害責任によって気候移住者の受け入れが正当化できるのではないかという見通しを示したものとして Joseph Carens の指摘がある (Carens 2013, p. 195)。

は難しいという考慮もあるだろう。このような Wyman の議論の背景的な考慮は理解できるが、筆者は、気候移住者の受け入れ義務は適応策を支援すべき義務の一部であるという理解のもと、適応策を支援すべき義務の根拠を問い、そのうえで、国際的な移住を保障すべき義務を負う場合を明らかにするという形で、二段階に分けて問うことで、気候移住者の受け入れ義務の根拠について、一般的な理論を示すことを試みたい。

まず、気候移住者の受け入れ義務が気候変動適応策を支援すべき義務の一部であるという理解について確認しておこう。通常、「適応策」と言う場合には、政府が国内での気候変動の悪影響を軽減するためにとる政策を指す。そのため、移住者の受け入れが適応策の支援であるという理解には違和感があるかもしれない。そこで、気候移住者の受け入れは、二つの点で、気候変動適応策の支援に該当することを指摘しておきたい。

第一に、気候移住者の受け入れは、気候移住者自身への支援となる。気候移住者が、国際的な移住を試みる理由は、現在の居住地では生活が困難化したため、もしくは、困難化するだろうと予測するためである。すると、国際的な移住も、気候変動による悪影響を回避したり、将来的な自然環境・生活環境の変化に備え、被害を軽減したりするための選択肢の一つであると言える。例えば、極めて簡略化した例であるが、地球温暖化によって、熱帯低気圧の強度が増し、大雨をもたらし、ある国家において、洪水が頻発するでしょう。これに対し、堤防を築き、洪水の被害を抑えることは、熱帯低気圧が多発し、その強度が増し、大雨や暴風をもたらす中で、将来的な被害を抑え、生活を継続するための対策の一つである。もしくは、一時的に避難するためのシェルターの建設も、そのような対策の一つである。国内的に、より海拔の高い地域に住民の移住を進めることも対策の一つであるだろう。国内的な移住が適応策の一つであるならば、国外への移住も、気候変動の悪影響を回避し、生活を可能にするための適応策の一つとして理解することができる。

第二に、気候移住者の国際的受け入れは、気候変動の影響を受ける国家が、国内的な適応策を、より効果的に進めるための支援としての側面も持ちうる。例えば、キリバスやツバルなどでは、人口の急激な増加が、気候変動

の影響と相まって、失業やもともと脆弱な生活インフラの一層の脆弱化の原因になっていると指摘されている (McAdam 2012, p. 124-125)。キリバスを例にとるならば、キリバスの人口は、1950 年に 3 万 3048 人であったのが、2015 年に 11 万 2407 人、2050 年には、18 万人前後に達すると予測されている。そして、現在の人口の約半分が、貨物港や首都機能を持つタラワ環礁南部に集中している (Curtain and Dornan 2019, pp. 10, 25)。これに対し、タラワ環礁への人口集中の回避など、様々な国内的な適応策も進められているが、現在試みられている国内的な適応策によって増えつつある人口規模に十分に対応できるかは明らかではない¹⁴⁾。このような状況からは、国内的な適応策が一定程度成功したとしても、一定の人口規模の移住が不可避である可能性があるとともに、他国が一定の規模で移住を受け入れるならば、気候変動の影響が深刻な国家が、自国に残る国民を対象として、国内的な適応策を、より集中的かつ効果的に実施できる可能性もあると言える。以上の 2 点から、気候移住者の国際的な受け入れは、気候変動による悪影響を軽減するための選択肢の実現の支援であり、気候変動適応策に対する支援の一つであると言える。現実においても、気候条約に基づく国際的な体制において、移動・移住は適応策の課題の一つとして理解されている¹⁵⁾。

以上の理解のもとで、筆者が、小島嶼国の例に限定した議論ではなく、気候移住者の受け入れ義務の根拠について一般的な理論を示すことを試みる理

14) ツバルについては、キリバスほどの人口増加率ではないが、やはり、人口が増加傾向にあり、人口の半分程度が、首都であるフナフチ環礁に集中している。気候変動の影響に加えて、人口増加や首都への人口の集中もインフラの脆弱化などの問題の要因となっている点では、ツバルもキリバスと同様の問題を抱えている (Curtain and Dornan 2019, pp. 12-13)。

15) 2010 年にメキシコのカンクンで開催された COP16 での合意——カンクン合意——では、「すべての締約国に対し、新たに設けられた『カンクン適応枠組み (Cancun Adaptation Framework)』のもと、特に以下の項目に着手することによって、適応をめぐる行動を強化することを勧める」と記され、その項目の一つとして、「気候変動を誘因とする国内的、地域的、国際的なレベルの強制移動、移住、計画的な移転についての理解、調整、協力を強化する方策」が挙げられている (第 14 条 (f))。また、「適応としての移民 (migration as adaptation)」という標語のもと、移住が気候変動の悪影響を回避するための積極的な選択肢の一つであるという理解も IOM (国際移住機関) などの国際機関によって示されてきた (Vinke et al. 2020, pp. 627-628)。

由は、主に二つある。第一に、国際的移住は、気候変動による悪影響を軽減するための多様な選択肢の一つであり、このことは、小島嶼国の例についても当てはまるためである。小島嶼国の事例においても、国際的な移住のみが生き残りのための選択肢ではなく、様々な適応策が試みられている。例えば、キリバスでは、特産品であるコプラ生産への補助金付与によるタラワ環礁以外の環礁への国内的移住の推奨やタラワ環礁南東部での宅地造成などが試みられてきた (Kupferberg 2021, pp. 1800-1801)。このほか、複数の国家が試みている案として、人工島の建設がある。例えば、インド洋に浮かぶ 1000 以上の島から成るモルディブでは、政治機能が集中し、人口の約 3 分の 1 が居住するマーレ島に近接して、人工島であるフルマーレ島が、1997 年から建設されている。今後も埋め立てを継続し、2050 年頃までに、人口の 3 分の 2 に当たる 24 万人が居住できるよう拡張する計画であるとされる (日下部 2021, pp. 115-120)。南太平洋に浮かぶ 9 つの環礁から成るツバルでも、首都フナフチ環礁南端での人工島の建設計画が発表されている¹⁶⁾。さらには、多数の島から成る島嶼国では、海面水位の上昇や津波の被害が、より一層小さいと想定される島に政治機能を移転する計画もある。ソロモン諸島のチョイスル州の例である。ソロモン諸島は、主要な 6 島と約 1000 の島・環礁から成るが、専門家による津波の将来的な被害予測調査を受けて、チョイスル州では、現在の州都であるタロ島の住民と州都機能をチョイスル島に移すプロジェクトが試みられている (Benintende 2021)¹⁷⁾。したがって、小島嶼国の事例においても、国際的な移住のみが気候変動に対応するための選択肢ではない。国際的な移住を気候変動への対応の一つの選択肢として理解するのが適切であると言える。そうであるならば、気候移住者を受け入れるべき義務の根拠とは、気候変動適応策を支援すべき根拠であり、この根拠を明らかにしたうえで、気候変動適応策を支援すべき場合の中でも、どのような場合に、

16) 計画に関わっている、特定非営利活動法人 Tuvalu Overview ブログ, <https://www.tuvalu-overview.tv/blog/news/3881/>, <https://www.tuvalu-overview.tv/blog/news/3936/> [access 20 September 2023]

17) 「津波に備え全島移転へ」朝日新聞 2016 年 5 月 5 日朝刊。

気候移住者を受け入れる形で支援すべきであるかを問うことで、気候移住者の受け入れ義務を正当化することができるだろう。

第二に、小島嶼国の国民以外にも、気候変動を原因とする自然環境・生活環境の悪化のために国際的な移住を模索したり、実際に国外への移住を果たしたりしている個人が存在していることから、気候移住者の受け入れ義務の根拠や受け入れ義務を負う場合についての一般的理論が必要であると言える。例えば、アフリカのサヘル地域では、紛争に加えて、洪水などの災害や干ばつによる食糧生産の減少などが、もともと脆弱な生活環境を一層悪化させており、人々の移動の要因となっている¹⁸⁾。移動の多くは国内的な移動であるが、中には、国際的な移動もある¹⁹⁾。このような例からは、小島嶼国の場合だけでなく、どのような場合に気候移住者を受け入れるべき義務が生じるのかを明らかにする一般的理論が必要であると言える。

したがって、以下では、国際社会が、気候変動の影響を受ける一定の国家に対して、なぜ適応策を支援すべき義務を負うかを明らかにし、そのうえで、どのような場合に、複数ある適応策の選択肢のうち、国際的な移住を保障すべき義務を負うと言えるのかを考察する。

Ⅲ 気候変動適応策を支援すべき根拠 1 —— 基本的ニーズの保障

1 基本的ニーズを保障する義務

では、国際社会は、気候変動の影響を受ける一定の国家やその国民に対し、なぜ適応策を支援すべき義務を負うのだろうか。まず、国際社会は、どのよ

18) OSCDS & UNHCR, Moving from Reaction to Action Anticipating Vulnerability Hotspots in the Sahel, <https://unis-sahel.org/wp-content/uploads/2022/11/SAHEL-PREDICTIVE-ANALYTICS-REPPORT-compress.pdf> [access 20 September 2023]

19) 具体的なエピソードとして、Catherine Wachiaya, Warming climate threatens livelihoods of Malian refugees and Mauritians, <https://www.unhcr.org/en-in/news/stories/2021/10/617c4ba66/warming-climate-threatens-livelihoods-malian-refugees-mauritians.html> [access 20 September 2023]

うな個人に対しても、食糧、衛生的な水、安全を確保できるシェルター、基礎的教育、医療などの基本的ニーズを保障すべき義務を負い、このような義務の一環として、適応策を支援すべき義務を負うという議論を考えることができる。

より具体的には次のような議論である。地球温暖化によって干ばつが進み、作物の栽培が困難になり、食料が十分に確保できないという人がある。地震による津波のために、家屋を失ったという人もいる。自国では十分な教育を受けることができず、より良い職種に就くことが叶わないという状況もあろう。理由は様々であるにしても、個人が一定の水準の生活を送ることができないのは不当であるだろう。国際社会が、個人に対し、国籍や居住地にかかわらず、どの程度の水準の生活を保障すべき義務を負うかは論争的な話題であるが、ひとまず、最低限の保障として、基本的ニーズを満たした生活を可能にしなければならないとしよう。その一つの事例として、気候変動の影響のために基本的ニーズを満たすことが困難である状況に対し、国際社会が支援すべき義務を負う。

2 検討

筆者も、国際社会が、個人に対し、国籍や居住地にかかわらず、基本的ニーズを保障する義務を負うことには異論がない。気候変動は、個人の脆弱な状況の直接的な原因というよりも、間接的な要因であるという指摘からは、気候変動適応策を支援すべき根拠も、気候変動に特化した理由ではなく、基本的ニーズを保障する義務のような一般的義務の一つとして捉えることが適切であると言えるかもしれない。しかし、気候変動適応策を支援すべき義務が基本的ニーズを保障する義務の一つであるという見解は、現在の急速な地球温暖化が自然に由来するものではなく、人為的なものであること、そして、温暖化への寄与の度合いが国によって異なり、気候変動がもたらした損害の回復について、気候変動に関与した主体がより強い責任を負う可能性を考慮していない点で不十分であると考えられる。

まず、地球温暖化については自然的要因²⁰⁾と人為的要因があるが、現在の急速な地球温暖化は人為的な要因によると考えられている。IPCC が 1990 年以來発表してきた評価報告書によれば、人間の活動によって排出された二酸化炭素などの気体の濃度の上昇が地球温暖化をもたらしている^{21) 22)}。

気候変動適応策への支援の根拠を考えるにあたって、さらに念頭に置かなければならないことは、すべての国家が、一様に地球温暖化の進展に関わってきたわけではないという点である。英国を拠点とした非営利法人「グロー

20) 温暖化の自然的要因としては、例えば、太陽活動が挙げられる。太陽の表面に見られる黒点の数は 11 年周期で変化し、この変化によって、太陽の明るさが変わり、太陽から放射されるエネルギー量が異なるとされる。

21) 第 6 次評価報告書は、地球温暖化の原因が人為的要因であることには「疑う余地がない (unequivocal)」と表現している (IPCC 2021, p.4)。

22) 人為的な地球温暖化のメカニズムは次のようなものである。地球が、太陽の光を受け、そのエネルギーで地表が温まると、温まった地表から赤外線が放射される。この赤外線を二酸化炭素などの気体が吸収し、吸収した赤外線を再度放射し、それが再び地表を温め、地表や大気の温度の上昇が生じる。このように、赤外線を吸収し、地表や大気を温める効果を持つ気体を温室効果ガスと呼ぶ。気候システムの研究によれば、二酸化炭素のような温室効果ガスが存在しなかった場合には、地表から放射される赤外線は完全に宇宙空間に放出されることになり、地球の平均気温は - 19℃ になるとされている。温室効果ガスの存在によって、地球の平均気温は約 14℃ を保っている (IPCC Working Group I 1990, pp. 13-15; 霞が関地球温暖化研究委員会 1991, pp. 41-44; 野沢 2014, pp. 12-17)。

温室効果ガスのうち、地球温暖化への寄与度が最も大きいのが二酸化炭素である。二酸化炭素と他の温室効果ガスの一定の単位質量あたりの放射強制力——気候を変化させる可能性の大きさ——を比べると、二酸化炭素は、一定の単位質量あたりの放射強制力は小さいが、排出量が圧倒的に多く、また、大気中の残存期間も極めて長いため、地球温暖化への寄与度が最も大きい (IPCC Working Group I 1990, pp. 18-21; 霞が関地球温暖化研究委員会 1991, pp. 52-56)。二酸化炭素排出の原因としては、化石燃料の燃焼と森林伐採が指摘されているが、とりわけ、1950 年代以降については、化石燃料の燃焼である (Ritchie, Roser and Rosado 2020)。二酸化炭素の大気中濃度は上昇しており、産業革命以前 (1750 年～1800 年) は 280ppm だったが、1990 年には 353ppm になり (IPCC Working Group I 1990, p. 16; 霞が関地球温暖化研究委員会 1991, p. 45)、2019 年には 410ppm となっている (IPCC 2021, p.4)。

温室効果ガスとしては、二酸化炭素のほか、水蒸気やメタン、窒素酸化物類、フロン類などがある。水蒸気は、二酸化炭素よりも大きな温室効果をもつが、主として、海、湖、川などの水辺での蒸発によって生じており、人為的な活動によって濃度が変化しているわけではないため、人為的な活動に由来する温暖化について論じる文脈では、水蒸気については言及されない。

バルな変化データ研究室 (Global Change Data Lab)」がオックスフォード大学の協力のもと、運営しているデータ分析サイト、「データにおける我々の世界 (Our world in Data)」の二酸化炭素の排出に関するデータを見てみよう (Ritchie, Roser and Rosado 2020)。二酸化炭素の過去の排出量について見てみると、18世紀における排出は、ほぼ100%英国による。その後、他のヨーロッパ諸国や米国での排出が増えていき、英国が主要な排出元ではなくなっていく。これは、世界で初めて産業革命が起きたのが英国であり、それが西欧諸国に波及していったためであるだろう。

グラフ1に示したように、1751年から2017年にかけて、化石燃料の燃焼とセメントの製造によって排出された二酸化炭素量総量の国際比較によれば、米国(25%)、EU(ヨーロッパ連合)28か国(22%)、中国(12.7%)、ロシア(6%)、日本(4%)、インド(3%)の順に二酸化炭素の排出量が多い。グラフ2に示したように、1950年以降は、中国の二酸化炭素排出量が増え、2017年に排出された362億トンの二酸化炭素のうち、最も多く排出した国家は中国である。2017年のデータでは、中国の次に米国、EU28か国と続き、EU28か国を除くと、米国に次いで排出量が多いのはインドである。中国、米国、EU28か国、インド、ロシア、日本の排出量で、全体の60%以上を占める。もちろん、人口1人当たりの排出量で比べるならば、この順位は異なる。グラフ3に示したように、人口1人当たりの排出量については、主として産油国が多めの傾向にあり、2020年のデータで、カタールが1人当たり37.92トンとなっている。国家として排出量が多い国々の1人当たり排出量を見てみると、米国14.24トン、日本8.15トン、中国7.41トン、EU28か国5.71トンである。これに対し、人口1人当たりの排出量のグローバルな平均は4.47トンである²³⁾。

23) 以上の二酸化炭素排出量の値は、各国家の領域内での生産活動、社会活動などによって排出された二酸化炭素量を表したものである。これに対し、同分析サイトでは、二酸化炭素の排出を伴って生産された製品の輸入量を加味した、消費ベースの排出量データも示されている。消費ベースの排出量では、領域内での生産活動などによって排出された二酸化炭素量に、輸入品が他国で生産された際に排出された二酸化炭素量を加えられている。例えば、仮に、日本が、中国で生産された自動車を輸入すると、その

以上のように、IPCC によれば、現在の急速な地球温暖化は、温室効果ガスの排出という人為的な要因による。また、原因である温室効果ガスの排出に関わってきたのは、一部の国家である。人為的に引き起こされた温暖化によって生活環境が悪化した場合に、引き起した主体は、その責任を問われる可能性があるだろう。すなわち、地球温暖化を進展させた主体に対し、自然環境・生活環境の悪化という損害賠償責任を問うことができるかが問題となる。したがって、次節では、気候変動によって生じている不利益への対応である適応策の支援が、温暖化を進展させたことへの損害賠償として正当化できるか否かを検討したい。

IV 気候変動適応策を支援すべき根拠 2——原因者負担原則

1 原因者負担原則とその批判

それでは、温室効果ガスの排出量が少ない国家にもかかわらず、温暖化の悪影響に直面している国家は、温室効果ガスを過去に大量に排出してきた国家に対し、損害賠償として適応策への支援を求めることができるだろうか。損害への賠償責任を問う原理として気候正義の文脈で検討されているのが、原因者負担原則である²⁴⁾。原因者負担原則 (Contributor-Pay-Principle,

自動車の製造工程で排出された二酸化炭素も中国の排出量ではなく、日本の排出量としてカウントするというデータである。逆に、日本で生産されたものが他国に輸出された場合には、その製造工程で排出された二酸化炭素も他国の排出量としてカウントされる。このデータは、製品の製造過程での排出を、消費国の排出量とすることで、各国の生活様式における選択を反映したものとなっていると言える。そして、この消費ベースの排出量比較では、先進国は、一層、多くの二酸化炭素を排出している。例えば、2019 年のデータで、米国は 17.1 トン、日本は 10.15 トンである (Ritchie, Roser and Rosado 2020)。

24) 気候変動適応策への支援をめぐって、誰が負担を負うかという観点からは、原因者負担原則、受益者負担原則 (Beneficiary-Pay-Principle)、能力者負担原則 (Ability-Pay-Principle) の 3 つが、主な議論の対象となっている (Caney 2006)。受益者負担原則とは、「利益を受けた者は、利益の創出に伴う負担を分かち合う義務を負う」という原理である。原因者負担原則については、温室効果ガスの排出権をめぐる議論においても検討が重ねられてきており (e.g. Neumayer 2000)、多くの疑問点・難点が示されてきた (e.g.

Polluter-Pay-Principle) とは、「ある事象を引き起こした主体は、当該事象による損害について賠償義務を負う」という原理である²⁵⁾。原因者負担原則の主張は、一見、分かりやすいが、理論化しようとする、それほど単純ではない。なぜなら、原因者負担原則については多くの研究が既に重ねられており、結果として、多くの批判が提起されているからである。原因者負担原則を擁護するには、これまで提起されてきた批判について説得的に応答しなければならない。4つの主な批判について順に説明し、検討しよう。議論の便宜のため、以下では、温室効果ガスの排出量が少ない国家にもかかわらず、温暖化の悪影響に直面している国家を「影響国」、工業化を遂げ、その悪影響に対する賠償責任が問われうる国家を「排出国」と呼ぶことにする。

(1) 因果関係

特定の国家における温室効果ガスの排出行為と地球温暖化の影響であると

Caney 2005; Posner & Sunstein 2008)。このような背景のもと、適応策を支援すべき根拠としても、原因者負担原則に代わるものとして、多くの論者が、受益者負担原則の擁護を様々な形で試みている (e.g. Gosseries 2004; Page 2012; Baatz 2013; Barry & Kirby 2017; 宇佐美・阿部 2019)。また、原因者負担原則を完全に斥ける論者もいるが、原因者負担原則は、限定的ではあるものの擁護可能であるという立場もあり、後者の観点からは、原因者負担原則を補足し、適応策の支援を根拠づける原理が何か重要な論題となっており、適応策を根拠づける複数の原理の適切な組み合わせがどのようなものであるかも議論の対象となっている (Heyward 2021)。このような適応策を支援すべき根拠をめぐる論争を網羅的に検討することは本稿の目的ではなく、本稿での筆者の関心は、適応策への支援は、基本的ニーズを保障すべき義務の一つにとどまるか、それとも、排出国は、基本的ニーズを保障すべき義務以上に、適応策を支援すべき強い義務を負うと言えるか否かであり、筆者は限定的ではあるものの、原因者負担原則が成立すると考えるため、本稿では、ひとまず原因者負担原則についての考察を示す。

能力者負担原則についても付言しておきたい。能力者負担原則は、支援が過度の負担にならないことを前提に、負担能力がある主体に義務を割り当てることを主張する原理であり、なぜ支援すべきかという支援の根拠をめぐる特定の見解を含んでいるわけではない。支援が義務づけられる根拠については、グローバルな分配的正義の原理や功利主義など、グローバルな再分配の根拠を示す原理による正当化を必要とする。

- 25) 環境法の分野においては、原因者負担原則とは「環境汚染の防止コストを汚染者が負うべきである」という原理として説明される (大塚 2020, pp. 79-82)。気候変動適応策の支援根拠としての原因者負担原則は、防止コストの割り当てをめぐるものではなく、損害の賠償をめぐる原理である。

主張される様々な現象が引き起こした被害との因果関係が、必ずしも明らかではないというのが、一つ目の批判である (Posner & Sunstein 2008, p.1597)。因果関係が明らかではないという批判には、二つの観点からの議論が含まれる。第一に、地球の気温の上昇とその影響は、一つの国家の温室効果ガス排出行為がもたらしたのではなく、複数の国家の温室効果ガス排出行為の累積の結果である。したがって、バングラデシュでの洪水の原因が米国にあるというように、特定の災害の原因が、特定の国家の温室効果ガス排出行為にあると言うことはできない。第二に、温暖化に起因すると指摘される自然現象による具体的な被害の要因は実際のところ複合的なもので、現在起こっている様々な被害の原因を地球温暖化そのものだけに帰すことはできない。とりわけ、被害の大きさは、被害を受けている国家の国民の行動や国内政策にも左右される。そのため、現在起こっている具体的な被害の責任を排出国だけに帰すことは適切ではない。

(2) 弁解可能な無知問題

二つ目の問題点は「弁解可能な無知問題 (excusable ignorance problem)」と呼ばれるものである (Caney 2005, pp. 761-762; Posner & Sunstein 2008, p.1597-1601; Bell 2011; Barry 2012)。簡単にまとめると、次のような議論である。過去には、地球温暖化の悪影響について科学的な知見がなく、知られていなかったほか、それがどのようなものか予測することもできなかった。そのため、温室効果ガスを過去に排出した主体には、温暖化を引き起こすという意図がなく、温暖化を避けなければならないという注意義務があったとも言えない。したがって、温室効果ガスの過去の排出行為について責任を問うことはできないという議論である。

地球温暖化研究の始まりは、19 世紀の数学や物理学の研究に求められる。二酸化炭素の増加が地球の気温の変化の原因となり、人為的な活動によって生じる二酸化炭素が温暖化をもたらすとの予想を発表した人物として知られるのは、スウェーデンの物理化学者 Svante August Arrhenius である (松野・野田 2003, p. 50)。しかし、温暖化の問題にすぐに注目が集まったわけでは

なかった。とりわけ、1940年代から1970年代にかけては、石炭を使った工業化によるエアロゾルの増加や火山爆発の影響で、地球は低温化傾向にあったため、温暖化の問題が人目を引くものではなかった。1980年以降、気温の上昇などの観測発表とともに温暖化が意識されるようになり、温暖化への取組は一気に加速する。1985年に、地球温暖化に関する初めての国際会議である「フィラハ会議」が開かれ、1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が設置された。IPCC第1次評価報告書が1990年に発表され、1992年に、国連環境開発会議（地球サミット）が開催され、大気中の温室効果ガス濃度を気候システムに対して危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準に安定化させることを究極的な目的とする気候条約が採択された。その後、締約国会議が毎年開催されている（地球環境研究会 2008, pp. 22-23）。

このように、地球温暖化が対処すべき問題を含むものとして意識され始めたのは1980年代以降のことである。すると、1980年代より前には、温暖化そのものや温暖化の影響について知られていなかった以上、温室効果ガスを排出する主体には温暖化を引き起こすという意図もなく、温暖化を避けなければならないという注意義務があったとも言えない。そのため、責任を問い、損害賠償を求めることはできないというのが、二つ目の問題点である。

（3）世代間正義問題としての適応策支援義務問題1——賠償義務の継承問題

気候変動による悪影響は、温室効果ガスを排出してきた国家が負わせた損害であるという主張を理論化することが困難である理由の一つは、気候変動の原因である温室効果ガスの排出行為とそれによる悪影響が世代をまたいで生じており、適応策を支援すべき義務の正当化が世代間正義の問題の一つであるためである。まず、気候変動による悪影響を受けているのは、現在を生きる個人である。例えば、現在のバングラデシュの国民が、気温の上昇によって、サイクロンの襲来が増え、それによる洪水の被害を受けている。これに対し、現在の悪影響の原因となる温室効果ガスの排出に関わっているの

は、工業化した国家の過去の世代の国民である。これまでの温室効果ガスの排出によって、温室効果ガスの濃度が高まった結果、地球の気温が上昇しているわけで、地球温暖化をもたらしているのは産業革命以降の産業活動や生活様式である。すると、気候変動による影響が二酸化炭素を多く排出してきた国家によって負わされた損害であるという主張は、産業革命を経て、工業化が進んだ先進国の過去の世代が、現在、工業化の途上にある途上国の現在の世代に対して損害を与えているという主張になる。

このような原因行為とその影響が世代をまたいで生じているという複雑な特徴があるために気候変動適応策への支援は損害賠償であるという議論は、二つの大きな難問に直面する。一つ目として、過去の世代が行なった行為について、なぜ現在の世代がその賠償を引き継がなければならないかという問題がある。ひとまず、過去の世代が加害行為を行ない、賠償責任を負うことは正当化できるとしよう。そうであるとしても、過去の世代と現在の世代は別人格である。また、温室効果ガスの排出に関わった過去の世代の多くは既に死去している。すると、過去の世代の賠償責任を、なぜ現在の世代が引き継ぎ、賠償責任として適応策を支援するための負担を負うかという問題が出てくる (Posner & Sunstein 2008, pp.1593-1594)。

(4) 世代間正義問題としての適応策支援義務問題 2 —— 非同一性問題と損害の同定

気候変動適応策を支援すべき義務の正当化が世代間正義の問題の一つであることから生じる二つ目の難問は、Derek Parfit が定式化した「非同一性問題 (non-identity problem)」に由来するものである (パーフィット 1998, 第 16 章)。非同一性問題とは、現在世代が将来世代の利益に配慮せずに行動する場合と、現在世代が将来世代の利益に配慮して行動した場合に、生まれてくる将来世代集団が同一ではないという問題である。どのような将来世代が生まれてくるかは、現在世代がどのような行動・選択をしたかに依存する。ある二人の男女が結婚して、子どもを授かったとしよう。二人が結婚しなかったならば、その子は生まれてくることはなかっただろう。同じ男女が結婚し

たとしても、それが数年早かったり、数年後だったりするならば、子どもを授からなかったかもしれないし、子どもを授かったとしても、「その子」ではなかったかもしれない。実際に授かった子どもと、数年早く、もしくは、数年遅く授かったかもしれない子どもは、遺伝情報が異なり、生物学的には同一ではないだろう。地球温暖化問題に当てはめて考えてみると、過去の世代が、温暖化に配慮せずに行動・選択した結果、温暖化を進展させ、過去の世代に対して賠償を求めると想定される将来世代と、過去の世代が温暖化に配慮した行動・選択を採っていたならば生れてくるはずである将来世代集団が同一ではない。過去の世代に対して賠償を求めると想定される将来世代は、過去の世代が、温暖化に配慮した行動・選択を採った結果、生まれてこない。

非同一性問題が原因者負担原則において問題となるのは、原因者負担原則の主張においては、ある行為があった場合と当該行為がなかった場合を比較して、ある行為があったがゆえに損害が生じたことを示さなければならないが、非同一性問題を前提とすると、温暖化に配慮せずに行動した場合の損害を示すことができなくなってしまうためである。

なぜ損害が同定できなくなるか明らかにしよう。原因者負担原則の主張の素朴で大まかなイメージは次のようなものである。

化石燃料の燃焼や森林伐採がこれほどまでに進まず、気温や海水温が上昇しなかったならば、現在ほど、極端な高温日、豪雨、海面水位の上昇、海水の酸性化など、温暖化に起因すると考えられる自然現象もなく、その被害に悩まされることもなかった。温暖化に起因すると考えられる自然現象がもたらす、人命の喪失、疾病、建築物の破壊、不作、不漁などの被害は温暖化による損害である。

これに対して、非同一性問題は次のような問いを投げかける。原因者負担原則の主張の素朴で大まかなイメージは、過去のある時点から現在までの時間経過の間に、温暖化を進展させる行為がなかったならば、現在のような気温の上昇はなく、それが引き起こしている様々な自然現象やその被害もない

と想定している。確かに、過去のある時点から現在までの時間経過の間に、温暖化を進展させる行為がなかったならば、現在の温暖化の被害はないと言えるかもしれない。しかし、過去のある時点から現在までの時間経過の間に、個人が現在の状況に実際に至るまでにたどったのとは異なり、温暖化を進展させる行為を含まない仮想的選択肢を積み重ねて現在に至るという想定に依拠するならば、温暖化の進展だけでなく、現状を生み出している他の選択肢の積み重ねもなかったかもしれない。極端な例としては、あなたを含めて、現在、地球に生きる人間集団が、生命を授かることもなかったに違いない。

このことは損害の同定に大きな困難をもたらしてしまう。なぜなら、過去のある時点から現在までの時間経過の間に、温暖化を進展させる行為がなかった場合と現状とを比較して損害を同定しようとするならば、現在、地球に生きる人間集団が存在する場合と存在しない場合を比べなければならないことになるためである。損害の有無を判断するための基準が何かの問題になるが、とりあえず、福利としよう。人間が享受可能な福利が、あるべき想定より小さい状態を損害であるとするならば、特定の人間集団が存在する状態と存在しない状態の福利は、比べようがなくなってしまう。もしくは、存在しない状態を福利がゼロである状態と考えるならば、現在、地球上に存在している人間集団にとっては、自分たち自身が存在する場合と存在しない場合では、自分たち自身が存在する場合の方が、どのような環境のもとに存在しているかにかかわらず、福利が大きいことになり、むしろ、温暖化の進展を伴ったとしても、地球に自分たち自身が存在している場合には、利益があることになってしまう。宇佐美誠・阿部久恵は、特定の人間集団が存在する状態と存在しない状態の福利は、比べようがないという前者の見解を比較不能説、存在しない状態を福利がゼロである状態と考える後者の立場をゼロ福利説として整理している（宇佐美・阿部 2019, pp. 146-149; 宇佐美 2011, pp. 57-58）。

2 原因者負担原則をめぐる批判の検討

原因者負担原則は、以上の4つの批判に直面している。このため、適応策の支援根拠をめぐる原因者負担原則は成立しないと結論づける論者も多い。しかし、以上の問題点は原因者負担原則を斥ける決定的な批判になるだろうか。以下で、検討したい。

(1) 検討：因果関係

因果関係をめぐっては、2つの観点からの主張があった。第一に、地球の気温の上昇とその影響は、一つの国家の温室効果ガス排出行為がもたらしたのではなく、複数の国家の温室効果ガス排出行為の累積的結果であるという主張と、第二に、温暖化に起因すると指摘される自然現象による具体的な被害の要因は複合的なもので、地球温暖化のみに原因を帰すことはできないという主張である。

第一の点からは、温暖化が特定の国家の責任であるとは言えないが、複数の国家の連帯責任か、少なくとも、各国家が温暖化への寄与度に応じた責任を負うと言うことができるだろう。例えば、複数の企業の工場を汚染源とする大気汚染を考えてみよう。企業Aと企業Bの工場からのばい煙の排出のために、喘息などの呼吸器系疾患が生じたとする。企業A、企業Bそれぞれの排出規模では被害をもたらさないが、二つの企業の工場から排出されるばい煙が合わさって被害をもたらしたとしよう。この場合、企業Aと企業Bがともに工場を操業させているなど、企業活動上の関連性をもつ場合には、共同で責任を負うのが適当であることになり、企業Aと企業Bがそれぞれ独自に工場を操業させているならば、共同で責任を負うとは言えないにしても、少なくとも、寄与度に応じた責任を問うことはできるだろう。

現実の例として、日本の公害訴訟では、四日市ぜんそくをめぐる訴訟において、複数の企業が一つの生産主体を形成するコンビナートを構成した場合について、共同不法行為債務が連帯債務として成立することが示された（津

地裁四日市支部昭和 47 年 7 月 24 日判決)。南西風による汚染と北東風による汚染という複数の独立した汚染源が存在した西淀川大気汚染公害第一次訴訟では、南西風による汚染源に含まれた複数企業の共同不法行為責任について、南西風による汚染の寄与率を算出し、この寄与率にしたがって責任を認定した(大阪地裁平成 3 年 3 月 29 日判決)²⁶⁾。

第二の点について、確かに地球温暖化の悪影響を受けている国家の中には、独自の政策のために、その悪影響を軽減させることができなかつたり、増幅させてしまつたりしている国家もあるだろう。そのような部分についてまで、温暖化を進展させた国家に損害の賠償を求めることができるとは言えないが、だからと言って、温暖化の進展について温室効果ガス排出国の責任を問うことができなかつたりということもできない。独自の政策による被害の拡大については、賠償を相殺すべきだということであつて、温室効果ガス排出国の賠償責任そのものが否定されるわけではないと考える。

(2) 検討：弁解可能な無知問題

まず、弁解可能な無知問題について確認すべきは、弁解可能な無知問題の主張は、個人や政府が温暖化とその影響を事実として認識していなかつたというのではなく、認識しえなかつたというものでなければならない。なぜなら、認識していないだけで責任を免れると言うならば、本来、集めるべき情報を集めなかつたり、情報は存在していても、聞く耳を持たずに認識していないことについて本人に帰責できる場合にも責任を問うことができなかつたりになってしまい、不合理だからである。

以上を前提にすると、弁解可能な無知問題による批判は、様々な国際的な取り組みが広まる以前については有効であるだろう。しかし、Peter Singer を始めとして何人もの論者が指摘するように、気候変動への国際的な取り組みが始まったあとの排出については、弁解可能な無知問題を理由として、原

26) 解説として、(小島 2018)。

因者負担原則を否定することはできない。前述したように、気候変動への国際的な取り組みは、1980年代から始まった。具体的な第一歩は、UNEP（国連環境計画）とWMO（世界気象機関）によって、1988年に、IPCCが設立されたことである。したがって、1980年代後半には、世界規模の取り組みが始まっており、遅くとも1990年以降の排出行為の影響への支援をめぐって、原因者負担原則を、無知問題を理由として斥けることはできないだろう（Singer 2010 [2002], p. 190）²⁷⁾。

このような議論に対しては、1980年代より前の時代の責任を問えないという批判があるかもしれないが、このような批判に対しては次のように応答したい。筆者は、適応策を支援すべき根拠は複数あると考える。その一つが、最初に示した基本的ニーズを保障する義務である。したがって、1980年代より前の時代の排出の影響については、基本的ニーズを保障する義務を根拠として、適応策への支援を求めることができると思う。したがって、歴史的な排出の影響について、適応策への支援がまったく正当化できないと主張しているわけではない。筆者の主張は、原因者負担原則の方が損害への賠償を求める点で基本的ニーズを保障する義務よりは強い責任を突きつけるが、その根拠となる排出の範囲は1980年代後半～1990年以降であるというものである。

（3）検討：賠償義務の継承問題

賠償義務の継承問題については、二つの応答を試みたい。第一に、筆者が、原因者負担原則を擁護しようとしている範囲では、賠償義務の継承問題は存在していないという応答がありうる。弁解可能な無知問題の検討において、1980年代後半～1990年以降の排出行為の影響への支援をめぐって、弁解可能な無知問題を理由として原因者負担原則を斥けることはできないと指摘

27) 弁解可能な無知問題の主張が該当しない理由を示し、1990年以前の排出についても原因者負担原則を肯定する主張の検討として、（宇佐美 2020, pp. 10-13）。

した。したがって、1980 年代後半～1990 年以降の排出行為の影響をめぐって、賠償義務の継承問題が決定的な批判となるか検討しよう。1980 年代後半～1990 年以降の排出行為の影響に限定して考えるならば、1980 年代後半～1990 年以降、社会を牽引してきた世代——当時の 30 代～50 代としよう——は、2023 年現在も多くが存命であり、賠償責任を負うべき主体は存在していると言える。したがって、賠償責任が継承されるべき理由について説得的な議論があるか否かにかかわらず、賠償責任は存在するというのが一つの応答である。

しかし、以上の応答のみであるとすると、新たな世代が、1980 年代後半～1990 年以降、社会を牽引してきた世代の賠償義務を継承するのか否かという問題については明らかではない。例えば、次のような状況を考えてみよう。現在の排出国が、今後、エネルギー源を転換し、二酸化炭素の排出の大幅な削減に成功したとする。すると、削減に成功した世代以降の世代は、自分たち自身の排出行為の責任を問われることはない。しかし、二酸化炭素は長期間に渡って、大気中に残存し続けるため、地球温暖化の影響は、ある時点までは広がり続ける。新しい世代による、このような状況での適応策支援の根拠は、1980 年代後半～1990 年以降、社会を牽引してきた世代の賠償義務の継承に由来するだろうか。それとも、基本的ニーズを保障する義務など、それ以外の理由に因るのだろうか。

筆者は、新たな世代が賠償義務を継承すると考える。なぜなら、新たな世代は、過去の世代が生み出した利益を享受しており、利益を享受する以上、過去の世代が生み出した負担も引き受けなければ不公平であるためである。では、どのような点で、現在の世代は、過去の世代が生み出した利益を受けていると言えるだろうか。Henry Shue を始めとして何人かの論者が指摘しているように、筆者も、現在の世代は、過去の世代から特定の具体的利益を受けているというより、社会そのものを受け継いでいると考える。現在の世代が生きる社会そのものが、過去の世代が築いたものである。現在、地球上には、産業革命以来の産業活動によって工業化が進んだ社会とその途上にある社会が存在する。工業化が進んだ社会に生きる個人は、そのような社会に生

きる便益を享受するが、その負担も引き受けなければならない。したがって、自社会でも、適応策を推進していく必要があるが、同時に、工業化の途上でありながら、温暖化の影響を受けている社会の適応策を支援する義務があると考えられる。便益だけの享受では不公平であるだろう（Shue 2010[1999], p. 105; 宇佐美 2020, p.9）。

（４）検討：非同一性問題に由来する損害同定問題

非同一性問題については、世代間正義の文脈においても、気候正義の問題に特化した文脈でも、様々に検討が重ねられてきた²⁸⁾。ここでは、その詳細な検討に立ち入ることはできないが、ひとまず、非同一性問題に由来する損害同定問題も、1980年代後半～1990年以降の排出行為に対する責任については該当しないことを指摘したい。ここでも、賠償義務の継承問題と同様に、1980年代後半～1990年以降の排出行為の影響をめぐって、非同一性問題に由来する損害同定問題を検討しよう。

1980年代後半～1990年以降の排出行為の影響に限定するならば、非同一性問題に由来する損害同定問題も原因者負担原則に対する決定的な批判にはならない。なぜなら、この基準年より前に生まれ、現在、温暖化の影響を受けつつ生活している人間集団が存在するためである。例えば、1980年前後に生まれた個人は、2023年の時点では40代である。現在の40代、50代など、1990年以前に生まれ、現在も二酸化炭素排出量が少ない国家で生活し、温暖化に起因する被害に直面している世代が、1990年以降の排出が多い国家の国民で、社会を牽引してきた世代に対し、損害の賠償を問うとしよう。このような設定のもとでは、損害賠償を求めている集団は、原因行為の開始時点である1990年で既にこの世に生を受けているため、1980年代後半～1990年代以降、温暖化の進展を防ぐことが可能な仮想的な選択肢の積み重ねによって時間が経過したという想定のもとでも、人間として存在していな

28) 例えば、(宇佐美・阿部 2019, pp. 146-155; 宇佐美 2020, pp. 13-17)。

いということにはならない。個人が経験する人生は異なったかもしれないが、原因行為の開始時点で、人間としては存在している。したがって、現実の状況と仮想的状況で福利の享受主体である人間集団が異なるという問題は生じない。温暖化の進展を防ぐことが可能な仮想的な選択肢の積み重ねによって時間が経過した場合と現状を比較して、現状の方が福利が小さいと言えるのではないだろうか。

3 小括——原因者負担原則の限定的成立

原因者負担原則をめぐる 4 つの批判を検討してきた。以上の議論から、筆者は、4 つの批判は、原因者負担原則を完全に斥ける決定的な批判にはならないと考える。しかし、以上の議論からは、原因者負担原則に基づいて、適応策の支援を求めることができる範囲は、限定的であると言える²⁹⁾。弁解可能な無知問題からは、原因者負担原則が成立するのは、1980 年代後半～1990 年以降の排出行為の影響についてである。因果関係に関する批判からは、温暖化に伴う被害について、影響国の独自の政策に起因するものがある場合には、賠償は相殺される。

以上の議論のうえで、気候変動適応策を支援すべき根拠についてまとめよう。筆者は、まず、基本的ニーズを保障する義務の一つとして気候変動適応策を支援すべき義務が正当化できると考える。さらに、それだけではなく、限定的にはあっても、原因者負担原則が成立し、排出国は、基本的ニーズを保障すべき義務以上に、気候変動適応策を支援すべき強い義務を負う。

29) 宇佐美誠は、先進国国民の責任を検討するにあたって、1990 年を境として、歴史的排出と今日的排出に区別している (宇佐美 2020, p.8)。このような明快な区別に依拠するならば、本稿での原因者負担原則の限定的成立の主張とは、今日的排出について原因者負担原則が成立するというものである。

V 適応策の支援としての気候移住者の受け入れ

1 気候移住者を受け入れるべき場合

では、どのような場合に、気候移住者を受け入れるべき義務を負うと言えるだろうか。仮に、気候変動に伴う悪影響の回避が、影響国の国内における適応策の実施を促進することによっても、気候移住者を国際的に受け入れることによっても、どちらの方法でも果たすことができると言うならば、排出国は、影響国の国内における適応策の実施を支援するか、気候移住者を受け入れるか、いずれかの義務を負うということになるだろう。すると、問題は、気候移住者の受け入れによってしか悪影響を回避することができず、気候移住者を受け入れる義務が正当化できる場合があるか否かである。ある悪影響が発生していて、それが他国による気候移住者の受け入れによってしか回避できない、もしくは、他国が気候移住者を受け入れるという方法が最も適切な解決策であるということが言えるならば、気候移住者の受け入れ義務があると言えるだろう。

(1) 現在の国土で生活・生存が不可能になった場合

それでは、気候移住者の受け入れによってしか悪影響が回避できない場合があるだろうか。以下では、二つの場合を挙げたい。第一に、現在の国土では、もはや生活・生存が立ち行かないという場合を挙げることができる。例えば、海面水位の上昇に直面している小島嶼国の国土が実際に水没する、もしくは、近い将来、水没することが疑いえないという状況である。前述したように、島の地下にある淡水レンズから汲み上げた水を生活用水としている小島嶼国では、水没の可能性だけでなく、地下水の塩水化によっても生活が継続できなくなる可能性が指摘されており (McAdam 2012, p. 131)、このような地下水の塩水化によって生活が継続できないという状況もありうる。浸

水や塩水化を防ぐための国内的政策や国際的支援には限界があるという状況も、このような場合に含まれる。現在の国土では生活の継続が困難であるという悪影響は、そのような国家の国民を気候移住者として受け入れることによってしか回避できない。

また、現在の国土で生活の継続が困難であるという状況については、さらに二つの場合を考えることができる。たとえ少数であっても、もはや生活の継続が困難であるという場合と一定規模の国民が生活を継続することは可能であるが、すべての国民が生活を継続させることはできないという場合である。前述したように、キリバスやツバルでは、人口の急激な増加が、気候変動の影響と相まって、失業やもともと脆弱な生活インフラの一層の脆弱化の原因となっており、現在、試みられている適応策によって、増えつつある人口規模に十分に対応できるかは明らかではない。国内的な適応策が一定程度成功したとしても、一定の人口規模の移住が不可避である可能性がある。

(2) 現在の国土において人生や生活の将来的な見通しが不透明であり続ける場合

第二に、海面水位の上昇による水没など、気候移住者の受け入れによってしか気候変動に伴う悪影響を回避できないという状況が将来的な可能性にとどまっているとしても、国際社会が、温室効果ガスの排出を削減する目途が立たない場合には、影響国の国民にとっては、生活が継続できるのか否か明らかではなく、現在の国土における人生や生活の将来的な見通しが立たない。

現在のところ、地球温暖化が進展し、既に様々な被害をもたらしており、将来的にも様々な被害をもたらす可能性があることは確かであるとしても、今後、それがどの程度進展するか、いつの時点で温室効果ガスの排出ピークを迎えるのか明らかではない。二酸化炭素排出削減の目途が立たない状況は、温暖化の影響を大きく受ける国家に居住する個人に対し、現在の国土における人生や生活の将来的な見通しを不透明にしている。現時点では生活可能で、今日明日というタイミングで移住する必要がないことは明らかである

としても、その状況がいつまで続くのか分からない。現時点で、人生や生活の将来的な見通しが立たないという状況も安定的な生活を築くことができる社会で受け入れるか、少なくとも安定的な生活を築くことができる社会への将来的な移住を保障することによってしか回避できない。このような観点からは、気候移住者の受け入れによってしか気候変動に伴う悪影響を回避できない可能性がある国家の国民に対し、生活が立ち行かなくなる前から移住の機会を開く義務があると言える。もちろん、筆者の主張は、移住希望者に対して移住の機会を設けるべきであるということであって、強制的に移住させるべきであるというものではない。

以上の二つの場合に、気候移住者の受け入れ義務が正当化できる³⁰⁾。

2 受け入れ義務の性格・内容

但し、以上の二つの場合では、受け入れ義務の内容・性格がやや異なる。受け入れ義務の内容・性格について明らかにしておきたい。

生活が継続不可能であることを理由とする受け入れは、自国の領域にとどまることができないという点で、国際的な移動の形としては難民保護に近い。難民保護義務とは、個人を生命への権利を始めとする基本的人権が脅かされかねない国家・地域への送還を禁止し、新たな国家において安定的な生活を築くことが可能であるよう支援することである。自国での生活が継続不可能である場合も同様に、気候移住者の受け入れ義務として、送還禁止義務や生活への支援義務を負うと言えるだろう。

これに対し、先行きが不透明であることを理由とする受け入れは、直ちに自国の領域を脱しなければならないわけではないという意味では、移民の移動に近い。まず、移動が絶対不可避であるわけではないことから、移住するか否かの判断は個人に任されなければならない、移住を希望する個人がいる

30) このほか、他国が一定の規模の国民を受け入れることは、影響国が、国内的な適応策をより効果的かつ集中的に実施するための支援にもなりうる。

場合に、移住の機会を開くというものになるだろう。次に、自国領域に入ることができない理由があるわけではないことから、移住者が出身国と移住先を行き来できる形が望ましいだろう。さらに、新たな国家に完全に移住することを希望する個人だけでなく、他国で出稼ぎしながら、自国での生活を継続することを希望する個人も存在しうることからは、中長期的な受け入れのみではなく、短期的な受け入れ形態があっても構わないだろう。

最後に、以上の受け入れ義務には、単に、法制度上、居住を可能にすることだけでなく、影響国の国民が新たな生活を築くための支援を含むべきことを付け加えたい。2003年～2016年までキリバスの大統領を務め、地球温暖化のキリバスへの影響を国際社会に強く訴えてきたアノテ・トン (Anote Tong) は、「尊厳ある移民 (migration with dignity)」という印象的な構想を提唱してきた。2014年の国連総会でのトンによる一般討論演説によれば、「尊厳ある移民」戦略とは、他国への移住を念頭に置いた、国民への教育・訓練投資である³¹⁾。多くのキリバス国民にとって希望の受け入れ先である、オーストラリアやニュージーランドなどにおける職業資格を得るための教育・訓練の提供や同2か国との間の移民受け入れ協定などが、尊厳ある移民政策として実践的には理解されている。「尊厳ある移民」という概念には、キリバス国民の国際的移住を念頭に、移住後に、新たな社会において不安定な状況に置かれるのではなく、安定的な生活を築くことが可能であること、新たな社会において、社会の隅に追いやられるのではなく、対等なメンバーとして歓迎されること、自発的に希望をもって移住することなどの意味が込められている。気候移住者の受け入れが、原因者負担原則に基づいて損害賠償としても正当化される以上、移住者が満足がいく新たな生活を築くことができなければ、排出国は、賠償義務を果たすことができたとはいえず、影響国の国民が新天地での生活を築くための支援も、受け入れ義務には含まれなければならないだろう。

31) Statement by H.E President Anote Tong, 69th UNGA, New York, 26 September, 2014 (https://www.un.org/en/ga/69/meetings/gadebate/pdf/KI_en.pdf) [access 22 September 2023]

VI 批判と応答

最後に、本稿の議論に対して提起されうる疑問に応答し、本稿の議論を明確化したい。本稿の議論に対しては、適応策の支援が、基本的ニーズの保障のみではなく、原因者負担原則を加えた形で正当化されることの含意は何かという疑問がありうる。基本的ニーズの保障のみによって正当化される場合とそれに原因者負担原則を加えた形で正当化される場合の違いは何だろうか。筆者は、支援の負担を負う主体が異なりうると考えている。基本的ニーズの保障のみによって正当化される場合には、余裕がある国家が支援責任を負うことになるだろうが、原因者負担原則を加えた形で正当化される場合には、二酸化炭素を過去に多く排出してきた国家——本稿の議論では、1980年代後半～1990年以降、多く排出してきた国家——が、より大きな支援責任を負うことになる。

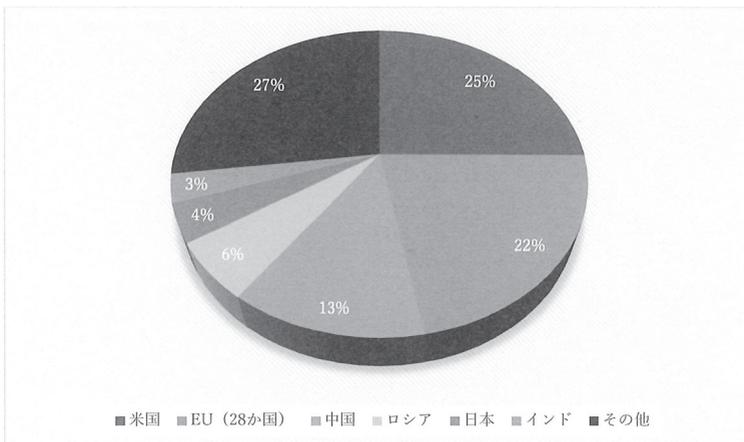
VII おわりに

本稿では、気候移住者を受け入れるべき義務の根拠と受け入れるべき場合について、一般的な理論を示すことを目指し、考察を重ねてきた。国際社会は、気候移住者を受け入れるべき義務として、基本的ニーズを保障する義務以上の強い義務を負うかという関心のもと、原因者負担原則をめぐる批判について考察し、限定的ではあるものの、適応策を支援すべき根拠として原因者負担原則が成立するとした。国際社会は、基本的ニーズを保障する義務以上の強い義務を負うというのが、本稿の結論である。そのうえで、現在の国土では生活・生存が立ち行かない場合と人生や生活の将来的な見通しが不透明であり続ける場合という二つの場合に受け入れ義務が正当化できるとした。前者の場合の受け入れ形態は難民保護に近く、受け入れ国は、前者の場合に該当する気候移住者に対して送還禁止義務を負う。後者の場合の受け入れ形態は移民の受け入れに近く、排出国は、後者の場合に該当する気候移住

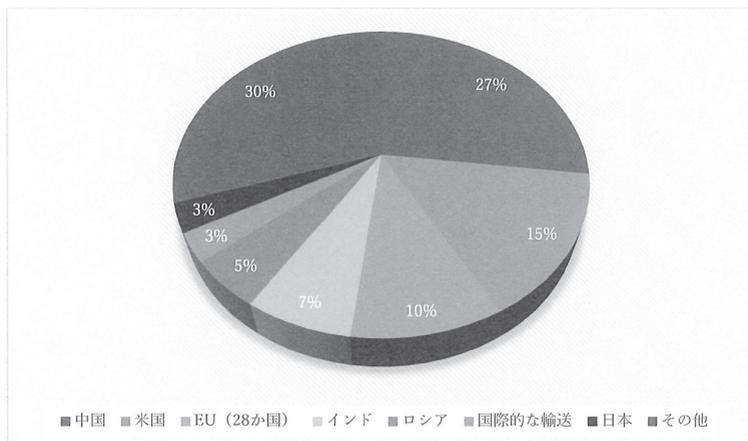
者に対して移住の機会を開く義務を負う。影響国の国民の受入れ義務には、新たな社会で生活を築くための支援も含まなければならない。

最後に、今後の課題を述べたい。本稿では、適応策を支援すべき根拠をめぐって、受益者負担原則や受益者負担原則と他の原則との関係などについて検討することは叶わなかった。また、1990年以前の温室効果ガスの排出をめぐる歴史的責任についても検討が及ばなかった。このような点を含めて検討し、適応策の支援根拠についてより包括的な議論を示すことは、今後の課題としたい。

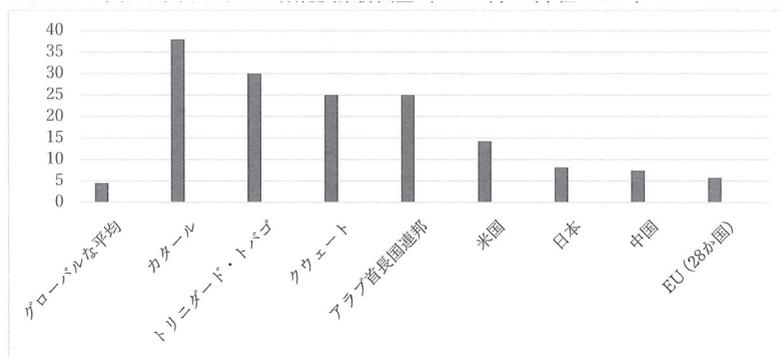
グラフ 1 各国の二酸化炭素排出量の累積が世界全体の二酸化炭素排出量の累積に占める割合 (1751-2017年の排出)



グラフ2 各国の年間の二酸化炭素排出量が世界全体の二酸化炭素排出量に占める割合（2017年）



グラフ3 人口1人あたりの二酸化炭素排出量（2020年）（単位はトン）



* 本稿は、2022-23年度成城大学特別研究助成（研究課題「なぜ気候移住者を受け入れるべきか——気候正義と移民・難民」）の成果の一部である。

* 本稿の草稿を第2回 IVRJ 国際会議にて発表し、参加者から貴重なコメントを頂いた。また、キリバスの温暖化をめぐる状況について、日本キリバス

協会代表理事ケンタロ・オノさんに話を伺った。記して感謝したい。もちろん、本稿の内容・状況理解に誤りがある場合に、その誤りの責任は筆者にある。

参考文献

- 宇佐美誠 2011 「グローバルな正義と歴史上の不正義」須賀晃一ほか編『政治経済学の規範理論』勁草書房
- 宇佐美誠 2020 「気候正義：グローバルな正義と歴史的責任の交差」思想 155 号、6-23 頁
- 宇佐美誠・阿部久恵 2019 「気候変動の歴史的責任」宇佐美誠編『気候正義』勁草書房、137-160 頁
- 大塚直 2020 『環境法〈第4版〉』有斐閣
- 霞が関地球温暖化研究委員会 1991 編訳 1991 『IPCC 地球温暖化リポート』中央法規出版
- 松野太郎・野田彰 2003 「2-1 温暖化予測のあゆみ」総合科学技術会議環境担当議員・内閣府政策統括官(科学技術政策担当)共編「地球温暖化研究の最前線：環境の世紀の知と技術 2002」財務省印刷局 https://www8.cao.go.jp/cstp/project/envpt/pub/GW_report/02_02_50.pdf [access 24 September 2023]
- 河尻京子 2021 「判例紹介：自由権規約 6 条 1 項とノン・ルフールマン原則：気候変動の場合——Teitiota 対ニュージーランド事件」国際人権 32 号、112-114 頁
- 日下部尚徳 2021 「環境と気候変動——沈みゆく国の生存戦略」『モルディブを知るための 35 章』明石書店、121-126 頁
- 小島恵 2018 「西淀川事件第 1 次訴訟」環境法判例百選 [第 3 版]、有斐閣、24-27 頁
- シンガー・ピーター 2005 『グローバリゼーションの倫理学』昭和堂、山口友三郎監訳
- 地球環境研究会 2008 『地球環境キーワード事典：5 訂版』中央法規出版
- 野沢徹 2014 「1.3 温室効果と地球温暖化」独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター編『地球温暖化の事典』丸善出版、12-17 頁
- パーフィット D. 1998 『理由と人格』勁草書房、森村進訳

- Baatz, Christian. 2013. "Responsibility for the Past? Some Thoughts on Compensating Those Vulnerable to Climate Change in Developing Countries" *Ethics, Policy & Environment*, 16(1). pp. 94-110.
- Bell, Derek. 2011. "Global Climate Justice, Historic Emissions, and Excusable Ignorance." *The Monist*, 94(3). pp. 391-411.
- Benintende, Emma. 2021. "The Relocation of Taro Island" UIA2021 RIO: 27th World Congress of Architects. (<https://www.acsa-arch.org/proceedings/International%20Proceedings/ACSA.Intl.2021/ACSA.Intl.2021.206.pdf>) [access 20 September 2023]
- Caney, Simon. 2005. "Cosmopolitan Justice, Responsibility, and Global Climate Change." *Leiden Journal of International Law*, 18(4). pp. 747-775.
- Caney, Simon. 2006. "Environmental Degradation, Reparations, and the Moral Significance of History" *Journal of Social Philosophy*. 37(3). pp. 464-482.
- Curtain, Richard and Matthew Dornan. 2019. "A pressure release valve? Migration and climate

- change in Kiribati, Nauru and Tuvalu”, Report, Development Policy Centre, Crawford School of Public Policy, Australian National University. (<https://devpolicy.org/publications/reports/Migration-climate%20change-Kiribati-Nauru-Tuvalu.pdf>) [access 20 September 2023]
- de Shalit, A. 2011. “Climate Change Refugees, Compensation, and Rectification”. *The Monist*, 94(3), pp. 310–328.
- Gosseries, Axel. 2004. “Historical Emissions and Free-Riding. Ethical Perspectives” 11 (1). pp. 36–60.
- Hathaway, James & Foster Michelle. 2014. *The Law of Refugee Status*. Second edition. Cambridge U.P.
- Heyward, Clare. 2021. “Is the beneficiary pays principle essential in climate justice?” *Norsk Filosofisk Tidsskrift*. 56 (2-3). pp. 125-136.
- IPCC, 2021: Summary for Policymakers. In: *Climate Change 2021: The Physical Science Basis. Contribution of Working Group I to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change* [Masson-Delmotte, V., P. Zhai, A. Pirani, S.L. Connors, C. Péan, S. Berger, N. Caud, Y. Chen, L. Goldfarb, M.I. Gomis, M. Huang, K. Leitzell, E. Lonnoy, J.B.R. Matthews, T.K. Maycock, T. Waterfield, O. Yelekçi, R. Yu, and B. Zhou (eds.)]. Cambridge University Press, Cambridge, United Kingdom and New York, NY, USA, pp. 3-32. doi:10.1017/9781009157896.001. (https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg1/downloads/report/IPCC_AR6_WGI_SPM.pdf) [access 20 September 2023]
- IPCC Working Group I . 1990. Policymakers Summary. https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/03/ipcc_far_wg_I_spm.pdf. [access 20 September 2023]
- IPCC Working Group II . 1990. *Climate Change The IPCC Impacts Assessment*, Chapter 5. (Lead authors: C. Rouviere; T. Williams; R. Ball; Y. Shinyak; J. Topping; S. Nishioka; M. Ando; T. Okita) https://www.ipcc.ch/site/assets/uploads/2018/03/ipcc_far_wg_II_chapter_05.pdf. [access 20 September 2023]
- Kupferberg, Jakob Schou. 2021. “Migration and dignity – relocation and adaptation in the face of climate change displacement in the Pacific – a human rights perspective” *The International Journal of Human Rights*, 25:10, pp. 1793-1818.
- Lister, Matthew. 2014. “Climate change refugees” *Critical Review of International Social and Political Philosophy*. 17(5). pp. 618-634
- McAdam, Jane. 2012. *Climate Change, Forced Migration, and International Law*. Oxford U.P.
- McAuliffe, M. and A. Triandafyllidou (eds.) , 2021. *World Migration Report 2022*. International Organization for Migration (IOM), Geneva. (<https://publications.iom.int/books/world-migration-report-2022>) [access 20 September 2023]
- Nine, Cara. 2012. *Global Justice and Territory*. Oxford U.P.
- Neumayer, Eric. 2000. “In defense of historical accountability for greenhouse gas emissions.” *Ecological economics*, 33 (2). pp. 185-192.
- Penz, Peter. 2010. “International Ethical Responsibilities to “Climate Change Refugees”” in *Climate Change and Displacement: Multidisciplinary Perspectives*. (pp. 151-173) Jane McAdam (ed.) Hart Publishing.
- Posner, Eric & Cass R. Sunstein. 2008. “Climate Change Justice,” *Georgetown Law Journal*. 96. pp.

1565-1612.

- Ritchie, Hannah, Max Roser and Pablo Rosado (2020) - “CO₂ and Greenhouse Gas Emissions”.
Published online at OurWorldInData.org. Retrieved from: ‘<https://ourworldindata.org/co2-and-other-greenhouse-gas-emissions>’ [Online Resource][accessed 20 September 2023]
- Shue, Henry. 1999. “Global Environment and International Inequality” reprinted in Stephen M. Gardiner, Simon Caney, Dale Jamieson and Henry Shue (ed.) *Climate Ethics*, (pp. 101-111) Oxford U.P.
- Singer, Peter. 2002. “One Atmosphere” reprinted in Stephen M. Gardiner, Simon Caney, Dale Jamieson and Henry Shue (ed.) *Climate Ethics*, (pp. 181-199) Oxford U.P.
- UN Human Rights Council. 2018. “The Slow onset of effects of climate change and human rights protection for cross-border migrants” (A/HRC/37/CRP.4) (https://www.ohchr.org/sites/default/files/Documents/Issues/Migration/OHCHR_slow_onset_of_Climate_Change_ENweb.pdf) [access 20 September 2023]
- Vinke, Kira, Jonas Bergmann, Julia Blocher, Himani Upadhyay, Roman Hoffmann, 2020. “Migration as Adaptation?” *Migration Studies*. 8(4). pp. 626–634.
- Wyman, Katrina M. 2013. “Are We Morally Obligated to Assist Climate Change Migrants?” *Law and Ethics of Human Rights* 7 (2). pp. 185-212.